令和８年 11 月
物流・自動車局

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

１．背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下「協定」という。)に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（以下「WP.29」という。）第 197 回会合において、自動車の車両区分や用語の定義等を定めた国際的な指針である「車両統合決議」（以下「R.E.3」という。）が改訂され、新たにドライバーレス車両を含む自動運転機能を有する自動車の車両区分が定義された。また、WP.29 第 199 回会合において、「灯火器の取り付けに係る協定規則（第 48 号)」等の改訂が採択されたほか、「自動運行装置に係る協定規則（第 185 号)」が新たに採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。)、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号)、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号)、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和２年国土交通省令第 66 号）について、所要の改正を行う必要がある。

２．概要

（１）保安基準の一部改正（第１条関係）

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第３章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、その他の所要の改正を行う。

① R.E.3 において自動運転機能を有する自動車の車両区分が定義されたことを踏まえ、自動運行装置を備え、かつ、当該装置を使用しないで運行を行う場合に６キロメートル毎時を超える速度を出すことができないもののうち、乗車定員を有する自動運行用自動車を「第一種自動運行用自動車」、乗車定員を有しない自動運行用自動車を「第二種自動運行用自動車」として新たに定義する。（第１条関係）

② 第一種自動運行用自動車及び第二種自動運行用自動車には、運転者席を有しない車両も含まれることから、運転者席を有することを前提とした保安基準の規定を改正する。（第 11 条、第 26 条及び第 44 条関係等）

③ 第二種自動運行用自動車は、乗車定員を有しないことから、乗車人員の保護を目的とした保安基準を適用対象外とする。（第 18 条、第 22 条及び第 22 条の３関係等）

④ 自動車の右左折又は進路変更の意図を車両前後方の道路上に図柄を投影することにより、歩行者や自転車といった他の交通にその旨を示すことができるものとして、新たに「方向指示表示投影装置」の基準を設ける。（第 41 条の６関係）

（２）道路運送車両法施行規則の一部改正（第２条関係）

以下の改正を行うほか、その他の所要の改正を行う。

法第 59 条第１項の規定による新規検査において、「巻込防止装置」及び「方向指示表示投影装置」に係る基準について、当該基準に適合することを証する書面の確認により保安基準適合性を審査することができるものとして新たに規定する。（第 36 条関係）

（３）装置型式指定規則の一部改正（第３条関係）

① 法第 75 条の３第１項に規定により型式指定の対象となる特定装置として、協定規則第 148 号改訂版に基づき認定された「方向指示表示投影装置」を追加する（第２条関係）。

② 法第 75 条の３第８項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置として、対象として、協定規則第 148 号改訂版に基づき認定された「方向指示表示投影装置」及び協定規則第 185 号に基づき認定された「自動運行装置」を追加するとともに、協定規則の改定に伴い、対象の規則番号を以下のとおり改める（第５条関係）。

第 79 号第４改訂版	⇒	第 79 号第５改訂版
第 129 号第４改訂版	⇒	第 129 号第５改訂版
第 170 号	⇒	第 170 号改訂版
第 171 号改訂版	⇒	第 171 号第２改訂版

③ 法第 75 条の４第１項の規定に基づく特別な表示を付すことができる特定装置として、協定規則第 148 号改訂版に基づき認定された「方向指示表示投影装置」を追加する。（第６条、第３号様式関係）

（４）道路運送車両法関係手数料規則の一部改正（第４条関係）

以下の改正を行うほか、その他の所要の改正を行う。

① 協定規則第 185 号の採択等を踏まえ、自動運行装置を備える自動車等に係る特定改造等を行おうとする者が、自動運行装置の安全管理に係る能力審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料を新たに規定する（第２条関係）。

② 協定規則第 171 号の改定により、「かじ取装置」に係る基準のうち運行補助機能に係る保安基準適合性審査を受ける際の手数料を定めるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料を新たに規定する（別表第１、第２関係）。

③ 協定規則第 148 号の改訂により、「方向指示表示投影装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料を新たに規定する（別表第１、第２関係）。

④ 協定規則第 185 号の採択等を踏まえ、自動運行装置に係る保安基準適合性の審査について、使用条件、運転操作の引継ぎの要否等に応じた要件の保安基準適合性審査

を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料を新たに規定する（別表第１、第２関係）。

（５）自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正（第５条関係）

以下の改正を行うほか、その他の所要の改正を行う。

自動運行装置を備える自動車等に係る特定改造等について、許可基準に自動運行装置の安全管理に係る能力基準を追加するとともに、当該能力基準に係る証明申請書及び証明書の様式を新たに規定する。（第２条、第３条関係）

３．今後のスケジュール（予定）

公　布：　令和８年 12 月 25 日（金）

施　行：　令和８年 12 月 27 日（日）（WP.29 第 199 回会合における改訂事項の発効日）
ただし、２．（３）～（５）（自動運行装置に係る規定に限る。）は、令和９年１月 30 日（土）